

様式 1
(措置法による計算書)

所得税の
申告区分

次の計算方法により算出してください。
配分率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算定してください。

↑裏面を参照し記載してください。

(単位：円)

科 目				合 計	社会保険診療	自由診療	雑収入等	
所得税に関する事項	総収入金額			①	A (B+C+D)	B	C	D
	経費等	区分可能な 経費（自由 診療分）	個人事業税	②		→		
			その他	③		→		
		売上原価		④		× 配分率→		
		経費（②及び③で計上した 経費を除く。）		⑤		× 配分率→		
		経費等計 （②＋③＋④＋⑤）		⑥	裏面で求めた必要経費の 金額をそのまま移記して ください。→	E	F	
	各種引当金 ・準備金等	繰戻額等	貸倒引当金	⑦		× 配分率→		
				⑧		× 配分率→		
			計 （⑦＋⑧）	⑨			G	
		繰入額等	専従者給与 （控除）	⑩		× 配分率→		
			貸倒引当金	⑪		× 配分率→		
				⑫		× 配分率→		
			計 （⑩＋⑪＋⑫）	⑬			H	
所得金額（青色申告特別控除前 の所得金額）			⑭	I (J+K)	J (B-E)	K (C-F+G-H+D)		
事業税に関する事項	事業税の専従者給与（控除）額			⑮	L	L-M	M (L×配分率)	
	各種損失の 控除額	損失の繰越控除額		⑯	N	N-O	O (N× () %)	
		被災事業用資産の 損失の繰越控除額		⑰	P	P-Q	Q (P× () %)	
		事業用資産の譲渡 損失の控除額		⑱	R	R-S	S (R×配分率)	
		事業用資産の譲渡 損失の繰越控除額		⑲	T	T-U	U (T× () %)	
	差 引 所 得 金 額 （⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）			⑳				

(記入上の注意)

- この計算書は、所得税において**租税特別措置法第26条の規定を適用した方のみ**提出してください。
- 「所得税に関する事項」欄は、青色申告の方は、所得税申告書様式の「青色申告決算書（一般用）」、「青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》」、白色申告の方は、「収支内訳書（一般用）」、「収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》」をもとに作成してください。
- 「事業税に関する事項」欄は、次のことに注意して記入してください。
 - 事業主と生計を一にする配偶者やその他の15歳以上の親族で、所得税の申告では配偶者控除又は扶養控除の対象とした人が現に事業に専従している場合には、個人事業税においては、事業専従者としてその専従者給与（控除）額を所得の計算上経費とすることができます。「事業税の専従者給与（控除）額⑮」の欄は、このような事業専従者がいる場合に記入してください。
なお、事業専従者で所得税の申告では配偶者控除等の対象とした人がいない場合には、所得税で必要経費に算入した専従者給与（控除）額は、「所得税に関する事項」の欄にすでに計上されているので、⑮の欄の記入は不要です。
 - 「各種損失の控除額⑯～⑲」欄は、地方税法第72条の49の12第6項、第7項、第13項及び第14項の規定に基づく金額がある場合に記入してください。なお、各控除額を社会保険診療分と自由診療分に配分する際には、⑯の欄はこの計算書で求めた配分率を使用し、その他の欄は実際に損失を生じた年分の配分率を使用して「（ ）%」欄にその年の配分率を記入してください。
- この計算書において、配分率を乗じて計算する際に円未満の端数が生じた場合は、**切り上げてください。**
- 詳しい記入の仕方については、記載要領を参照してください。

＜社会保険診療報酬に係る必要経費の特例計算書＞

◎次により算出した必要経費を表面2のE欄に記載してください。

社会保険診療報酬金額		比 率		加算額		必要経費
円	×	%	+	円	=	円

※ 社会保険診療報酬金額を、下の表の「社会保険診療報酬金額」欄に当てはめ、その行の右側の比率を社会保険診療報酬金額に掛けて一応の金額を求め、これに、その行の右端の加算金額を加えたものが求める必要経費です。

(特例による必要経費の速算表)

社会保険診療報酬金額	社会保険診療報酬金額に乗ずる率	加算額
2,500万円以下	72%	－円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円
5,000万円超	この特例を受けることはできません。	

◎自由診療に係る必要経費等の配分率を求める際は、次の調整率を使用してください。

(診療科目に応じた調整率)

産婦人科、歯科	75%
眼科、外科、整形外科	80%
上記以外（美容整形を除く。）	85%